

子どもの貧困対策について

1 国の取り組み

- 国は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、昨年 12 月には、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等が増加する中、孤立せず支援につながる仕組みづくりと、生活や学び、仕事などを応援する「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（※「資料 2_参考 1」を参照）を取りまとめました。

2 本市の取り組み

(1) 子どもの貧困対策に係る関係者会議の設置（平成 27 年度）

① 会議の目的

- 関係機関が情報の共有を図りながら連携して、子どもの貧困対策に取り組むため設置するもの

② 構成メンバー

- 帯広市の関係課（青少年課、子育て支援課、保護課、住宅課、学校教育課、学校教育指導室、こども課）のほか、関係機関（母子家庭等就業・自立支援センター、帯広市つくし会、児童養護施設十勝学園、帯広市自立相談支援センターふらっと）で構成

③ 開催経過

- ・ 第 1 回（平成 27 年 7 月 22 日開催）： 関係機関の事業内容の紹介 など
- ・ 第 2 回（平成 27 年 9 月 16 日開催）： 一般財団法人「あすのば」理事を招いての意見交換 など
- ・ 第 3 回（平成 28 年 2 月 17 日開催）： 窓口担当者間で使用する案内簿の作成 など

※会議開催のほか、構成メンバーへの案内簿送付（3 月、5 月）や、ひとり親家庭等アンケート実施に当たり、その内容について構成メンバーと事前調整（7 月）を実施している。

(2) 児童扶養手当の多子加算の増額（平成 28 年 8 月～）

① 制度の目的

- 離婚などにより、児童を養育しているひとり親家庭等に対して、手当を支給する制度
（全部支給：42,330 円 一部支給：9,990 円～42,320 円、

第 2 子加算：5,000 円、第 3 子以降加算：3,000 円）

② 制度改正の内容

- 国における子どもの貧困対策の 1 つとして、平成 28 年 8 月分（平成 28 年 12 月から支給）から、児童扶養手当の第 2 子加算額 5,000 円を最大 10,000 円に、第 3 子以降加算額を 3,000 円から最大 6,000 円へと拡充するもの。

(3) ひとり親家庭等アンケートの実施 ※アンケート内容は「資料 2_参考 2」を参照

① アンケートの目的

- 子供の貧困に関する指標の数値を得るとともに、ひとり親家庭の実態を把握し、今後のひとり親家庭等に係る施策の参考とするもの。

② アンケートの実施方法

- 現況届に合わせ、児童扶養手当受給者等約 2,600 人へ当該アンケートを送付・回収する（無記名方式）。

※今後、アンケート結果を集計・分析し、11 月の当部会で報告の予定